平成２３年（フ）第２４号
兵庫県伊丹市平松６丁目１番１―202号
債務者　清水　曜子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４４号
兵庫県川西市平野１丁目23番６号、前住所兵庫県川西市新田１丁目12番５号
債務者　花田　睦美（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２６２号
神戸市西区竜が岡４丁目５番地の10
債務者　義末　正雄
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
兵庫県明石市二見町福里543番地の１
債務者　妻鹿　　篤
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
神戸市西区池上２丁目９番地の７　キャッスルハイツ103号、旧住所神戸市西区学園西町７丁目１番地740　1303号
債務者　濱渕　啓子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
横浜市旭区今宿町2556番地の18
債務者　木村　　亨
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０号
神奈川県藤沢市遠藤703番地の８　滝の沢コープタウンＢ―106
債務者　柏　　幸子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４号
横浜市鶴見区潮田町２丁目129番地７　日高ハイツ203号
債務者　土戸　和子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８３号
神奈川県海老名市中新田２丁目７番８―403号
債務者　深野　秀之
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３号
静岡県富士市大淵4137番地の６
債務者　有本　貴幸
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月30日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７１号
東京都西多摩郡奥多摩町海澤805番地Ｂ―101号
債務者　長谷川　涉
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０９号
東京都立川市若葉町３丁目76番地の21
債務者　増田　恭子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
横浜市戸塚区上倉田町259番地　５棟606号
債務者　田中　悌子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８６８号
東京都立川市羽衣町２丁目４番６号グランメール国立303号
債務者　町田　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５号
東京都町田市山崎町1259番地ライムランド105号室、住民票上の住所千葉県市川市市川南１丁目６番13―402号　グランディオスリーベン
債務者　小原　康一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０２号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野105番地
債務者　菅原　充子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部